

審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の5第3項
処 分 の 概 要：技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、同第5条の5第3項（技能講習修了証明書の書換え又は再交付）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、同第29条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準： 法令の定め尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 3日（書換えにあっては1日、行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 住所地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：